### 論文

# 弥生・古墳時代の独立棟持柱建物に関する考察

# 山下優介

弥生・古墳時代の遺跡から検出される独立 棟持柱建物に関する研究は、従来、代表的な 事例を中心として扱った議論が繰り返される ことで、特異な事例の解釈がこの種の建物に ついての定説となりつつあった。しかしなが ら、近年の発掘調査により検出例は著しく増 加し、詳細に比較検討を行うことが可能と なった今日の状況下では、これまでの代表例 に頼った解釈は不適切であり、新たな解釈が 求められる。そこで本稿では、個々の事例の 基礎的情報に関する分析を重視する立場から 考察を進めることで、独立棟持柱建物の性質 に関してより蓋然性の高い解釈を導き、さら には、この種の建物が営まれた社会構造を復 元しようと試みた。

その結果,独立棟持柱建物の性質に関しては,高床式建物であることの妥当性と,他の建物との集落内における明確な差異を明らか

にし、この種の建物には、本来的に備わるク ラとしての実用的な機能と、農耕儀礼という 非日常的な機能が備えられていた可能性を指 摘した。また、独立棟持柱建物が営まれた社 会構造に関しては、弥生・古墳時代を通じて この建物の性質に生じた変化の内容から解釈 を行った。第一には, 区画施設を伴う事例が 弥生時代では少なく古墳時代では顕著になる ことから、弥生時代の集落内の階層差がやや 緩慢であったのに対し、古墳時代の集落には 明瞭な階層差が存在することを考察した。第 二には、弥生時代の集落間にみられた独立棟 持柱建物の多様性が古墳時代の事例には存在 せず、古墳時代では集落間に共通する一定の 規格が認められることから、共通の理念に基 づいて独立棟持柱建物が管理される古墳時代 の社会構造を推察した。

# I. 研究のための視点

### 1. 独立棟持柱建物に関する研究史と問題の所在

独立棟持柱建物 <sup>1)</sup> に関する研究は、1991 年、弥生時代の掘立柱建物をテーマとした第 29 回埋蔵文化財研究集会において、宮本長二郎がこの建物の性格について言及したことを契機に始められた。宮本は、独立棟持柱建物の現存例が伊勢神宮社殿に代表される神明造形式として知られることに言及し、神社建築との類似性を示した。そして、「弥生・古墳時代に遡ってこの形式が神殿としての機能を有していたか否かの確証はない」ことを前提に置いた上で、遺構例の少ないこと、集落の中心に位置すること、弥生土器や銅鐸に多く描かれることから、この建築物がのちの時代の神殿につながる特殊な建物であることを指摘した(宮本 1991:33-54 頁)。宮本の指摘の背景には、1986 年の自身による鳥羽遺跡の建物についての報告がある。宮本は鳥羽遺跡から検出された二重の濠と一重の柵囲いを伴う建物を、同時代の遺構または後世の神社建築と比較検討し、神殿建築と結論づけている(宮本 1996)<sup>21</sup>。

1990 年代半ばには大阪府池上曽根遺跡から巨大な掘立柱建物が発見され、この分野の研究

は大きな転機を迎えた。検出された大型建物が独立棟持柱をもつことが判明すると、集落構造の解明を目的とした研究と相まって、この種の建物に対する関心は非常に高まりをみせた。特に広瀬和雄がこの建物が神殿であるとの説を提示したことで特異性が広く認識され、より活発な議論を引き起こした(広瀬 1998)。

広瀬は、分析の結果として独立棟持柱建物が神殿であると結論づけるのではなく、この種の建物を予め神殿と仮定したうえで個々の検出事例について分類を行い、神殿の機能、そして神殿と人びとの関係がどのように遷移したのかについての試論を提示した。広瀬は、弥生時代後期後半から庄内期にかけて検出される独立棟持柱建物に囲繞施設が伴う例は、この種の建物が当該期以前のクラと「神殿」とが可逆的である「神殿」の段階から、カミが常住する神殿へ変化したことを示すと論じる。そのことから、弥生時代の人びとと古墳時代の人びとのカミ観念、さらには古代カミ観念全体の復原を試み、結論を導いた。

こうした広瀬の考え方に対して、岡田精司による神社の源流には大型の建築物を伴わないとする古代建築史的な視点からの批判や、神殿という概念規定の脆弱性に着限した浅川滋男による批判、あるいは神殿という用語を弥生時代の建物に適用することに対する佐原真の批判などがある(浅川 1998、岡田 1999、佐原 1996 など)。

一方で、池上曽根遺跡の調査は建物の構造復原を目的とした研究においても大きな意味をもつ事例であった。宮本長二郎による棟持柱が建物に向かって斜めに立つ大型高床式倉庫への復原や、浅川滋男による池上曽根遺跡出土絵画土器を参考とした屋根倉型式の高床建物への復原を提案した研究がよく知られている。議論の末、池上曽根遺跡の大型建物は屋根倉型式に復原され、そのことは独立棟持柱建物の機能に関してより多様な議論を可能とした(浅川 1998)。

池上曽根遺跡の発見以降、独立棟持柱建物を特殊な建物とする認識は、さらに多様な視点を生んだ。研究動向を把握するための重要な項目として、この種の建物と墓との関係性を論じた研究が存在する。この分野の研究を積極的に進めたのは広瀬和雄や設楽博己である。

広瀬は平原1号墓やホケノ山古墳の墓坑上にこの種の建物が検出されることに着目し、弥生墳墓から古墳への系譜的連続性を指摘した。この種の建物が弥生・古墳時代における神殿であるとする自身の論に依拠することで、亡き首長に対する弥生の墳墓祭祀の存在を示し、その観念が古墳時代の首長層にも残されていたと説いている(広瀬 2008)。

設楽は弥生時代の独立棟持柱建物を集成し詳細な分析を行った。分析の結果に加え、近畿地方、北部九州地方、南関東地方の墓制の差異による祖霊祭祀のあり方の差異にもふれることで、近畿地方の独立棟持柱建物の機能として、穀霊祭祀と融即した祖霊祭祀のための施設の可能性を示唆した。穀霊祭祀と祖霊祭祀の融即性に着限したことは、墓域につくられるこの種の建物が祖霊祭祀の役割を持つとした広瀬の論を補強したといえる(設楽 2009)。

研究の進展とともに近畿を中心として新たな検出例が続々と報告された。なかでも衆目を集めた遺跡として、滋賀県守山市の下長遺跡や大阪府羽曳野市の尺度遺跡、奈良県御所市の秋津 遺跡が挙げられる。これらの遺跡では、既往の調査で少数例に止まっていた特徴が数多く認め られた。一点はこの種の建物が方形に区画された範囲内から検出され、尺度遺跡と秋津遺跡においては区画範囲内に複数棟が存在したこと、そしてもう一点は弥生時代後期終末から古墳時代前期にかけての事例が検出されたことである。この特徴は、唐古・鍵遺跡、池上曽根遺跡などに代表的な、弥生時代中期にみられる大型の事例とは様相を異にしており、近年の報告事例の増加は、再度この建物の性格についての検討を促すものである。

独立棟持柱建物に関する研究は、池上曽根遺跡の発見以降、弥生神殿論とともに進められてきた。結論は依然として導かれていない弥生神殿論であるが、その後の研究においてこの種の建物が神殿であるとする説は否定されず、むしろこの論を前提として解釈が進められてきたといえるだろう。年月の経過とともに各地で検出された新事例は、各例が一様ではないにもかかわらず、池上曽根遺跡の議論を受けて神殿と報告される場合が多い。このように、独立棟持柱建物に関する研究は、旧来の議論の問題を克服せずに行われてきたのである。

しかしながら、近年発見された新事例の数々は、そのような研究状況の見直しを迫るものである。各調査報告からより多くの事例を比較検討することが可能となり、加えてこの種の建物が弥生時代においてのみ顕著に現れる建物ではないと明らかになったいま、妥当性の判断が保留される弥生神殿論を、アプリオリにこの種の建物の解釈に援用することは不適切ではないだろうか。多数の事例を綿密に分析し、より合理的な解釈を試みるべきである。これまでの独立棟持柱建物に関する研究は、多かれ少なかれ弥生神殿論に依拠してしまったために、各事例の基礎的情報に即した分析が疎かにされてきたことに問題があるといえよう。

### 2. 目的と方法

本稿では、独立棟持柱建物とほぼ一体となりつつある弥生神殿論を一度切り離し、新たに集成された事例も含め、個々の事例の基礎情報に関する分析を重視する。そして分析の結果から、この種の建物の性格に関してより蓋然性の高い解釈を導き、建物が営まれた社会構造の復元までを目指したい。すなわち、本稿の第一の目的は、独立棟持柱建物の検出事例を集成し、各事例の基礎情報の分析を通じてこの建物の性質に関して考察することである。そして第二の目的は、独立棟持柱建物の性質から、弥生・古墳時代の社会構造を推察することである。

研究の方法としては、まず対象とする遺構を認定するための基準を示し、独立棟持柱建物の 定義を設定する。次に基準に則り事例を集成し、基礎情報を整理する。基礎情報とは、遺跡所 在地、遺構の規模、遺構の存在時期、囲繞施設の有無および型式、集落内の位置関係である。 集成並びに分類の結果は、第1表および第1~3図を参照して頂きたい。

つづいて、①地域、②規模、③集落内の位置関係、④囲繞施設の有無および型式の4項目が時期ごとにどのように推移するのか分析を行い、分布図や表、グラフを用いて抽出される事実を整理する。最後に分析結果を総合的に解釈し、独立棟持柱建物の性質の推移や同建物を介して解釈できる弥生・古墳時代の社会構造について考察を行う。

ここで、分析の際に必要となる独立棟持柱建物の定義を設ける。遺構の定義については、宮

本の定義(宮本 1991)を参考とした設楽の定義を(設楽 2009)、一部修正して用いる<sup>3)</sup>。棟持柱には、両方の妻側柱筋から外に大きく飛び出た独立棟持柱のほか、片側にのみあるものや、柱1~2本分ほど外にはずれた「近接棟持柱」と呼ばれる構造のものがある。設楽は、近接棟持柱建物と通常の掘立柱建物で棟持柱がややずれているものとの区別がつきにくいという理由から、両側に棟持柱をもち、その掘り方が梁のラインよりも外に飛び出た典型的な独立棟持柱建物のみを分析対象とした(設楽 2009)。この定義は近接棟持柱建物を分析の対象から除外するという意味のようであるが、実際は柱1~2本分ほど外にはずれた事例も分析の対象とされ、基準の解釈の難しさが窺える。したがって、本稿では設楽の定義に加え、対象として認定するための基準をより明確に示す。その基準は、棟持柱の柱穴の掘り方が、梁のラインから建物外側に離れるか否かである。梁のラインから離れて存在するものを分析の対象とし、梁のラインに接するものは扱わない。この基準により、近接棟持柱建物も分析の対象として認定したともいえるが、近接棟持柱建物の定義のうえで問題点が残る。

近接棟持柱建物は、「妻側中央柱が柱筋に接するかあるいは柱 1~2本分外側にずれて棟持柱を立てる近接棟持柱建物」(宮本 1996)とも定義され、柱筋に接するもののみを対象から除外する本稿の定義は、近接棟持柱建物のうち一部を対象としており、基準として判然としていない。しかし、遺構における近接棟持柱建物を認定することの難解さから、本稿では近接棟持柱建物として定義される一部の事例を独立棟持柱建物として扱うことにした。

以上の理由から、両側に棟持柱をもち、その掘り方が梁のラインから離れた棟持柱建物を独立棟持柱建物と定義する。そして、対象とする遺構の時期は弥生・古墳時代とする。

第1表に記した各遺構の時期は、報告書等の記載に基づいて判断したものである。また、報告書等の記載どおりの細別された時期区分では、各時期における事例数が極端に減少し、傾向等の判断が困難となるため、分析を行う際には大別的な時期区分を用いた。遺構の時期が一時期に定まらない事例が多いことも、大別的な時期区分を設定した理由の一つである<sup>4)</sup>。大別した三つの時期のうち、第一の時期は弥生時代中期以前、第二は弥生時代後期、そして第三は古墳時代以降とした。

集成の結果、当該期の独立棟持柱建物は、全国の 67 遺跡において 119 例を確認することができた $^{50}$ 。それらは、建物の存在形態という視点からの分類が可能であった $^{60}$ 。まず、集落内の位置関係から、竪穴住居と混在している例を I 類、他の掘立柱建物とともに、あるいは単独で竪穴住居から独立して存在している例を I 類、そして墓域あるいは墓に存在している例を I 類として 3 類型に分けた。 I 類は、付属施設の有無により細分した。区画施設をもたない例を A 類、溝あるいは濠を伴う例を B 類、柵列を伴う例を C 類、溝あるいは濠に柵列を加えた両方を伴う例を D 類として 4 つに分類した。

# Ⅱ. 各属性の分析

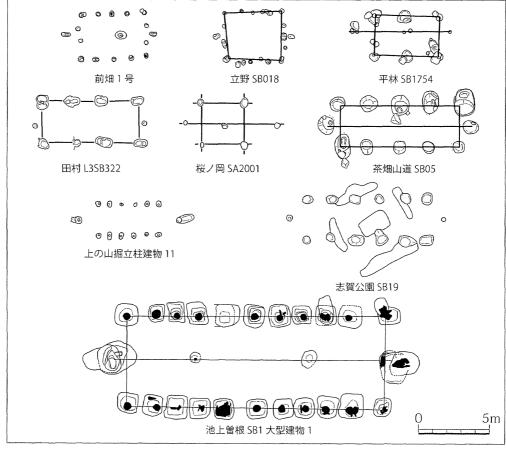
# 1. 地域 (第4図)

独立棟持柱建物が検出される遺跡は佐渡島の蔵王遺跡を北限とし、南は鹿児島県鹿屋市の王 子遺跡までの広範囲に存在する。調査件数の多寡による影響が想定されるが、件数が十分であ ろう南関東に事例が少ないことから考えても、分布の中心が近畿であることは確かである。分

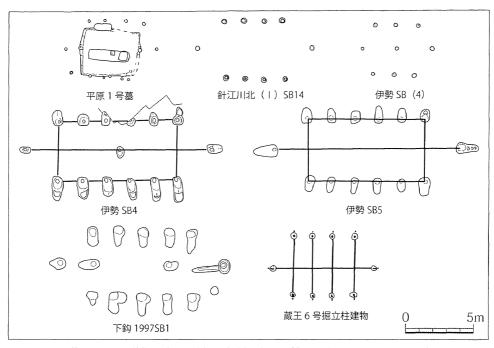
第1表 弥生・古墳時代の独立棟持柱建物一覧表 (No. は第5 図に対応)

遺跡番号	3104-60	180 ye sa	791.06.62	1	et HO	160 % HIAT (15252 - About 10754)	Faces (carro	1 () (**
组织银行	遺跡名	所在地	選擇名 1号	No.	時期	構造・規模(桁行×柴間:面積) 2×2間(3.25×3.1 m:10.1㎡)	発行・桁行比 1.05	分類
1	正子遺跡	44.00.45.00	2 13	2	1	4 × 3 間(4.8 × 3.75m:18.0㎡)	1.28	H
		鹿児島県雍居市	5 15	3	弥生中期終末~後期初頭	3 × 3 間 (3.0 × 2.4m : 18.0m)	1.25	1
			6号	4		4 × 3 間(4.45 × 3.8m:16.9㎡)	1.17	
2	前加進练	鹿児腐県鹿屋市	15	5	势生中期終末	4×3間 (4.7×3.3m:15㎡)	1.42	1
<u> </u>		SEJG/MATSCALIN	3 17	7	77.42.1 77.11.11	2 問以上×3 間(?×2.95:9㎡以上) 3×3 間(4.44×3.6m:15.98㎡)	1.23	1
3	上野原遺跡	鹿児島県国分市	2 %	8	弥生中期終末	3 × 3 同(4.44 × 3.6m:15.98m) 3 × 3 間(4.61 × 3.5m:16㎡)	1.32	H
	1171	3070101117717	116 K 1 B	9	弥生中期前第~後第	2 × 2 [II] (3.3 × 2.5 ~ 2.7 m : 8.58nf)	1.32	i
4	下大五郎道跡	宮崎県都城市		10	弥生後期	4 × 3 [II]		T
			SB015	11	弥生中期中菜	1 × 1 [III] (2.75 × 2.5m : 7mf)	1.10	1
5	立野遺跡	佐賀県佐賀市	SB018	12	弥生中期	4 × 3      (4.07 ~ 4.18 × 3.4 ~ 3.69m : 13ml)	1.20	1
			SB023 SB1748	13	新生中期中難 新生中期終末~後期初頭	4 × 3 [8] (3.89 ~ 4.0 × 3.36m : 12nf) 2 × 1 [8] (3.98 × 3.04m : 12nf)	1.16	I II A
6	平林遺跡	佐賀県三発基郡	SB1748	15	株市中間中電	2 × 1 [0] (4.0 × 3.2m : 12.9m)	1.25	II A
ľ			SB1754	16	弥生中期後半	2 × 1 [II] (4.62 × 2.96m : 13.8nf)	1.56	II A
7	平原遺跡	福岡県前原市	1 号幕	17	弥生後期	3 × 2 開 (4.4 × 4.2m:18.5㎡)	1.05	Ш
8	田村遺跡	高知県市国市	Loc.25SB1	18	弥生前期	5 × 3 間 (8.2 × 4.1m : 33.6㎡)	2.00	1
			L 3 SB322	19	弥生中順	3 × 1 間 (10 × 3,2m : 32㎡)	3.13	1
9	西長峰遺跡 桜ノ園遺跡	徳島県阿波市 徳島県阿波市	SB01 SA2001	20		4 × 1 間(12.1 × 5.5m:65㎡) 1 × 1 間(3.0 × 3.0m:9㎡)	1.00	1
11	旧練兵場遺跡	香川県養通等市	SA2001	21	新生中期後半 	3 × 1 間(6.2 × 2.9m:17.98㎡)	2.14	II A
12	長瀬高浜遺跡	為取與棄伯郡湯	SB30	23	弥生後期終末	2 × 2     (4.60 × 3.65m : 16.79m)	1.26	II A
13	茶畑山道遊跡	鳥取県西伯郡	SB05	24	弥生中期後半	(i) 4 × 1 期 (8.6 × 3.0m : 25.8m)	2,87	II C
13	州和山山山北野	AGAIC WE'TH BITCH		25	l	②問ー地点で建て替え		B C
14	茶畑第1遺跡	鳥取県西伯郡	据立柱建物 1	26	弥生中期後半 	6 × 2     (8.3 × 3.7m : 30.5m)	2.24	!
15	海田貴維遺跡	島取県東伯郡	銀立柱建物 10 SB1	27	- 弥生中期後半~終末期 弥生中期後半	1 × 1 間 (8.2 ×最大 3.2m : 26,2nf)   3 × 1 間 (7,1 × 2,75m : 19,5nf)	2.56 2.58	I
16	大山池遺跡	鳥取県食吉市	9 H	29	36生中期後半? 弥生中期後半?	3×1回(7.1×2.75m-19.5m) 3×1回(5.8×3.3m:19.nf)	1.76	II A
-			SB35	30	<b>弥生後期終</b> 宋	3 × 2 [II] (7.1 × 5.4m : 38.34m)	1.31	II B
17	横田(号遺跡	広島県東広島市	SB37	31	弥生後期終末	3 × 2  II] (6.1 × 5.0m : 30, 5m)	1.22	11 A
18	集的知道路	兵庫県姫路市	SB02	32	発生中期か	5 × 1      (9.13 × 3.95m : 36.03m²)	2.31	II A
			SB04	33		6 × 1 [ft] (15.57 × 7.02m : 109.3mf)	2.23	II A
19 20	南山高屋遺跡 楠・荒田町遺跡	兵球県たつの市 兵取県神戸市	SB14 SB09	34 35	強生中期後半 強生中期後半	6 × 2     (9.2 ~ 9.5 × 4.4 ~ 4.9m; 43.2nf) 8 × 1     (8.5 × 3.8m; 32.3nf)	2.00	II A
			SB6	36	<b>第生中期後半</b>	4 問以上× 1 間 (9.76m以上× 8.6m:65m以上)	1.27	II D
21	程置出地角	兵國縣厄崎市	SB4	37	弥生中期後半	6 問以上×1 間 (4.2m 以上× 2.8m: 18㎡以上)	1.18	1
22	玉泽田中遺跡	兵庫県神戸市	SB46001	38	<b>弥生中期後半</b>	4 × 1 [ll] (4.56 ~ 4.71 × 3.27 ~ 3.42m : 15.2ml)	1.71	11 D
23	有鼻道床	兵庫県三田市	建物 6	39	強生中期後半	4 × 1      (7.5 × 4.0m : 30m²)	1.00	IIΛ
24	松野遺跡	兵軍県神戸市	SB05	40	古墳中期	3 × 2 間 (5.1 × 4.1m: 20.91m)	1.63	TI A
25	八架選跡	大阪府守口市	往穴群 1	41	弥生中期前半	(i) 4 × 1 間 (6.5 × 3.3m : 22㎡) (2) 6 × 2 間 (6.0 × 3.3m : 20㎡)	0.92 1.54	II D
26	上の山道路	大阪府枚方市	期式柱建物 11	43	弥生中期前半	5 × 1    (8.6 × 4.45 ~ 4.60m : 39 nf)	1.22	II D
	池上曾根遺跡			-44		①大型建物 1:10 × 1 間 (19.3 × 6.9m: 133.2m)	1.30	H D
27		大阪府和泉市·泉佐野市	SB1	45 46	弥生中期後半	②大贯建物 B:8 × 1 間(15.2 × 7.2m:109㎡)	1.22	(I I)
						(3)大型建物 A:7×1間(13.2×6.6:87㎡)	1.18	II D
28	尺度遺跡	大阪府羽曳野市	5月2初 A 5月2初 日	47	海道初頭	3 × 1 間 (6.4 × 4.4m : 28.16m) 3 × 1 間 (5.7 ~ 5.8 × 4.5m : 25.65 ~ 26.1m)	1.33	II D
29	美國遺跡	大阪府八尾市	3E49 B BSB301	48	(570)(00)	2 × 2 間(3.7~ 5.8 × 4.5m - 25.65 ~ 26.1m) 2 × 2 間(2.95 × 2.5m:7.375m)	1.33	1 1
30	長原語器	大阪府大阪市	3836 I	50	3526 (1-10)	3 × 2 [N] (6.5 × 3.8m : 24.7nf)	0.83	ll A
31	万町北道跡	大阪府和泉市	SB129	51	与增後期	3 × 2 間(3.8 × 3.8m:14.44㎡)	0.95	ll A
32	唐古・鍵遺跡	奈良県磯城郡	第74次大規擬立柱建物	52	剪生中側前半	5 則以上×2 間(11.4m 以上× 7.0m:80㎡以上)	2.09	1
			SH0028	53		3 則以上×1 間 (6.6m 以上× 7.2m: 47.5㎡以上)	2.24	II A
		奈良県御所市	SB0029 SB0039	54 55		5 開以上× 1 間 (10.0m 以上× 6.5m: 65㎡以上) 3×1 間 (5.5× 4.5m: 24.75㎡)	1.13	II B
			SB0039 SB0042	55		3 × 1 (II) (5.5 × 4.5m : 24.75(f)) 3 × 1 (II) (6.5 × 5.0m : 32.5(f))	1.50	II B
33	扶津遺跡		SH0085	57	占填棄期	3 × 1 (0) (6.0 × 4.9m : 29.4m)	1.88	II A
			SB0030a	58		3 × 2 [III] (6.5 × 5.5m : 35.75nf)	1.24	II D
			SB0040	59		3 × 1 間 (6.0 × 4.5m : 27.0ml)	1.97	II A
	AL 15 70 70	As the state of the state	SB0034	60	district to the	3 × 1 間 (6.0 × 4.5m : 27.0ml)	1.82	II A
34	能登選跡	奈良県桜井市	SB02	61	市填初頭	3 × 2     (7.0 × 4.7m : 32.9m²)	1.93	II A
35	平城宮路下府	奈良県奈良市	SB46 SB47	62 63	害填後期	2 × 1 間(2.96 × 3.56m:10.54㎡) 2 × 1 間(2.96 × 3.1m:9.18㎡)	2.80	II A
36	服都遺跡	进餐県守山市	SB12	64	弥生中期後薬	3×1間 (4.6×3.7m:17nf)	1.24	II C
			B Ni	65		6 × 1      (14.2 × 3.9m : 55.4m)	3.64	II B
37	F之縣遺跡	滋賀県犬上郡	C模	66	弥生中期後半	4×1周 (9.4×4.2m:39.48mf)	2.24	II B
38	針江川北(1) 遺跡	滋賀県高島市	SB12	67	弥生後期後半	3 × 1 (1 (4.6 × 3.4m : 15.64m)	1.35	II A
39	針江川北(11) 遺跡		SB14 SB7	68	弥生後期後半 古墳前期	3 × 1 間(4.5 × 4.4m: 19.8ml) 3 × 1 間(彩 5 ×彩 4.3m: 彩 21.5ml)	1.02	II A
39	李仁.川北(日) 道路 (申勢遺跡	<b>遊餐県高島市</b> 遊餐県宇山市	SB (4)	70	<b>- 古項問期</b> 弥生後期中葉	3×1間 (4/5×年/4.3m・4/21.5m) 2×1間 (3.2×3.6m:約11㎡)	0.89	H C
			SB3	71	弥生後期中華	3×1間 (7.3×6.1m:45㎡)	1.20	II C
			SB4	72	弥生後期後半	5×1間 (9.0×4.6m:41.4ml)	1.96	II C
			SB5	73	弥生後期後半	5×1間 (8.6×4.6m: 39.56㎡)	1.87	II C
40			SB7	74	弥生後期中葉ないし後半	5 × 1 間(8.7 × 5.1m:44.37㎡)	1.71	li C
			SB8	75	弥生後期後半	5 × 1 間(9.0 × 4.5m:40.5㎡)	2.00	II C
			SB9 SB12	76 77		5 × 1 期 (9.0 × 4.5m : 40.5m) 6 × 1 期 (10 × 4.5m : 約 52.5m)	2.00	II C
			SB-A	78		2 間以上×1 間 (2.4m 以上×3.0m: 7㎡以上)	0.80	II C
41	中兵軍遺跡	进程贴在津市	第1号捌立任建物	79	弥生後期後半	2 × 1 間(4 × 3.6m:14.58㎡)	1.11	II A
		<b>通智県型JON</b>	1992SB1	80	<b>弥生後期後半</b>	5 × 1 [II] (8.8 × 5.4m : 48m)	1.63	II D
40								II D
42	下鉤遺跡 大塚遺跡	进以沿长河市	1997SB1	81	弥生後期後半 弥生後期後半	4 × 2 間 (7.6 × 5.05m 以上: 40㎡) 有限り衍× 1 間 (5.2 × 4.2m: 22㎡)	1.50	1 1

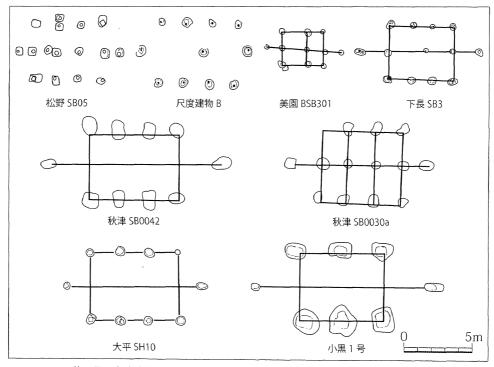
	下長遊辮	滋賀県守山市	SB1	83	弥生後期後半一終末	3 × 1 間 (7.9 × 4.6m : 36㎡)	1.72	ИΒ
44			SB3	84	占填初頭	3 × 2 III (5 × 4m : 20ml)	1.25	II B
45	黒田選跡	滋賀県米原市	SB02	85	2774 2020	3 × 2 [li] (4.95 × 4.4m : 21.78ml)	1,13	11 A
46	新D.北部路	鐵智県東近江市		86	古墳前期	3 × 2    (5.45 × 3.98m ; 21.69m)	1.37	1
47	前達證錄	三面原松板面	S13290	87	弥生前期前半	4 × 2 89 (4.1 × 1.9m : 7.79 m)	2.16	11 D
48	長道器	三维県池市	SB142	88	<b>落生中期後半</b>	2×1周(4.0×2.6m:10.4nf)	1.54	II A
	英上遺跡	三旗舞四日市市	SB223	89	弥生中期後半	7×1間 (9.8×3.2m:31.4m)	3.06	1
			SB240	90		4 × 1 [0] (10.4 × 4.4m : 21.78m)	2.36	1
49			SB284	91		6×1間 (9.6×3.5m: 33.6㎡)	2.74	I
			SB311	92		1×1間 (17.7×4.6m:81.4m)	3.85	1
	付作コノ遺跡	医重麻松酸毒	SB647	93	<b>弥生後期後半~古墳前期</b>	6×1間 (5.4×3.8m: 20.52m)	1.42	II A
50			SB648	94		5 以上× 1 期 (4.4m 以上× 3.6m: 15.84㎡以上)	1.22	II A
51	贝藏遊跡	三重馬松鮫市		95	衛生後期中業	3 × 2 (11) (3.7 × 3.2m : (2nf)	1.16	
52	志智公園遺跡	愛知県名吉屋市	SB19	96	弥生中期中葉以降	5 × 1 即 (9.5 × 4m: 38.0㎡)	2.38	Ш
53	一色青海遺跡	愛知與稲沢市	SB77	97	弥生中期後半	3 × 1 間 (7.6 × 3.6m : 27㎡)	2.11	
54	紫外江遺跡	愛知県豊田市	S1118	98	占項後期後築	3×2間 (3.9×3.4 m:13.26㎡)	1.15	ll A
55	寺田遺跡	玻取縣峻原市	SB14	99	崇生中期中葉	3 × 1 間 (5.9 × 3.0m : 17㎡)	1.97	II A
56	川田·東原田遺跡	静岡県郷川市	SH10	100	弥生中期後半?	5 × 1 削(10.75 × 4.5m:48㎡)	2.39	1
	大平遺跡	<b>静岡県浜松市</b>	SHIO	101	सम्ब सम्ब	3 × 1 間 (6.5 × 5.0m: 32.5㎡)	1.30	H B
57			SH35	102		4 × 1 [II] (5.8 × 4.2m : 24.36m)	1.38	II B
			SH49	103		3 × 1 [ll] (6.4 × 4.3m : 27.52 m)	1.49	ЯВ
	<b>老</b> 監規小	静岡県静岡市	1.95	104	古墳初頭~前期	3 × 1 間(6.4 × 5.0m:32㎡)	1.28	II D
58			2 3):	105		3 × 1 周 (5.0 × 4.0m: 20ml)	1.25	11 1)
			3 行	106		3 × 1 間(4.3 × 4.5m:19.35㎡)	0.96	11 D
59	統昌遺跡	降圖県静岡市	SB2001	107	弥生後期	3 × 1 間 (6.9 × 3.8m : 26.22ml)	1.82	
60	沙入遺跡	静岡県静岡市	S1301	108	古墳初頭	2 × 1 間 (6.6 × 4.2m : 27.72㎡)	1.57	11 D
- 00			SB02	109		3 × 1 間(8.0 × 4.2m:33.6㎡)	1.90	II D
61	中邦進跡	神奈川県小田原市	. 20 号建物	110	弥生中期中蒙	7 × 1 則(10.5 × 4.4m;48㎡)	2.39	1
				111		6×1期 (7.2×3.0m:22ml)	2.40	
]	北川装の上道跡	神奈川県横浜市	HB14	112	出資初頭	3 × 1 間 (6.4 × 4.8m : 30.72ml)	1.33	1
62			11322	113		3 × 1 則 (6.0 × 4.2m : 25.2m) ?	1.43	
			11819	114		2 × 1 間(4.3 × 4.0m:17.2㎡)	1.08	1
63	北島遺跡	埼玉県熊谷市	60号	115	紫生	4 × 2 III (7.8 ~ 8.7 × 4.2 ~ 4.7m : 34ml)	1.86	11
64	常代遺跡	千葉県岩津市	SZ119 上ピット列	116	炸生中期中菜	12 ?×1間 (9.0×6.0m:54m)	1.50	H
65	蔵圧遺跡	新潟県佐渡市	6 号摇立柱建物	117	弥生後期	3 × 1 [0] (4.6 × 4.0m : 18.4ml)	1.15	$\perp$
66	規越遺跡	栃木県矢板市	SB-126	118	持續前期	2×+間 (4.6×4.0m:18.4㎡)	1.15	ΠΛ
67	<b>首俣 B 遺跡</b>	福島県いわき市	1号建物	119	152616003	3 × 1 間(6.5 × 5.0m:32.5㎡)	1.30	II C



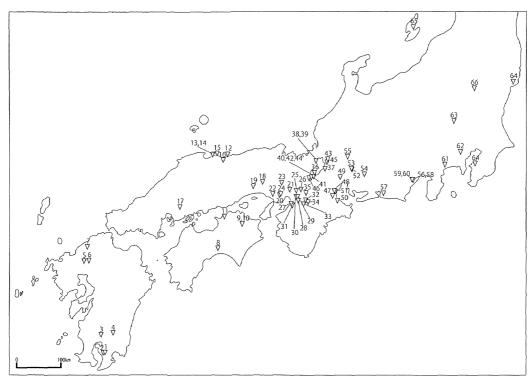
第1図 弥生中期以前の独立棟持柱建物遺構平面図(各報告書に基づき再トレース)



第2図 弥生後期の独立棟持柱建物遺構平面図(各報告書に基づき再トレース)



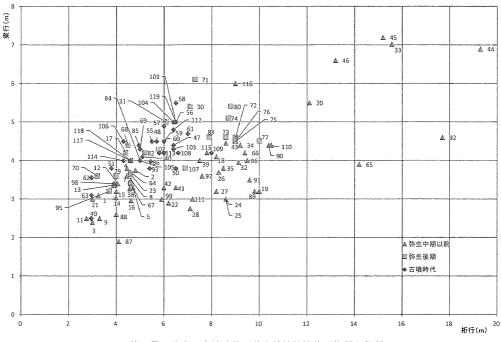
第3図 古墳時代の独立棟持柱建物遺構平面図 (各報告書に基づき再トレース)



第4図 弥生・古墳時代の独立棟持柱建物を検出した遺跡

布範囲は広いが未だに検出事例がない地域が存在するため、ここで明確な傾向を把握すること はできない。しかし、あえて分布の傾向を述べるならば、次の3点が指摘できる。

第一に、弥生・古墳時代の両時代において独立棟持柱建物が検出される遺跡が存在する地域が限られるということである。その地域は、伯耆地域や近江地域、河内・大和周辺である。その一方で、弥生時代中期において、1遺跡から複数棟が検出された九州南部では、それ以降、検出事例がみられない。後期以降では九州北部においても平原1号墓における1例が確認されるのみである。四国や尾張においても同様であり、弥生時代中期の事例は確認されるが、弥生時代後期には引き継がれない。また堀越遺跡、菅俣B遺跡、大平遺跡では周辺地域に検出例が確認されていないが、古墳時代になると出現するという特徴がある。第二に、琵琶湖岸地域に弥生時代後期の検出事例が顕著ということである。限られた時期ではあるが、独立棟持柱建物が検出される遺跡数、単一遺跡における検出棟数のどちらもこの地域では多いことがわかる。第三に、古墳時代には近畿の検出事例が大幅に増加するということにも注目したい。これらのなかには、古墳時代中期や後期の事例も存在する。



第5図 弥生・古墳時代の独立棟持柱建物の桁行と梁行

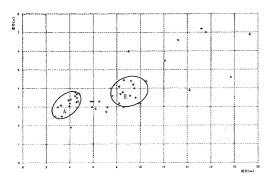
#### 2. 構造と規模

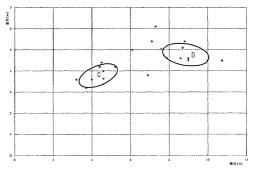
# (1) 桁行・梁行の規模(第5~8図)

弥生時代中期以前では、第6図に示したA群とB群の範囲に収まる事例が数多くみられる。A群は、桁行約2.5~5.0m、梁行約2.4m~3.8mの範囲に収まる事例であり、平林遺跡や玉津田中遺跡の建物が含まれる。B群は、A群に比べて範囲が広くなるが、桁行約7.4~10.5m、梁行約3.0~4.6mの範囲に収まる事例である。B群には、南山高屋遺跡や北島遺跡における事例が含まれる。また、2群の中間域に7例ほどの集中がみられるが、事例が僅少であるため群別は行わなかった。弥生時代中期以前の事例の中には、A群とB群に含まれる事例以外に、桁行・梁行ともに突出した規模をもつ建物が存在することが特徴的である。そのような事例としては、池上曽根遺跡の3棟の建物や東前畑遺跡SB04のほか、建物全体は未検出であるが非常に大きな規模が推定される武庫庄遺跡SB4や唐古鍵遺跡第74次大型掘立柱建物がある。

弥生時代後期では、C群・D群のように弥生時代中期以前の事例とは異なる範囲に大半の事例が収まる(第7図)。C群は、桁行約  $3.2 \sim 5.2$ m、梁行  $3.2 \sim 4.4$ m の範囲、D群は、桁行約  $7.6 \sim 10.0$ m、梁行約  $4.3 \sim 5.4$  mの範囲に収まる事例である。ただし、D群のうち 6 例が伊勢遺跡の事例であり、D群の範囲に示される規模が、必ずしも弥生時代後期の事例の一般的な傾向を表すとはいえない。

古墳時代の事例は、多くが桁行方向に長い E 群の範囲に収まる (第8図)。桁行は約4.2~7m、※梁行は約3.8~5mの範囲である。注目すべき点は、この範囲内にほぼ同じ長さの梁行を





第6図 弥生中期以前の独立棟持柱建物の桁行と梁行

第7図 弥生中後期の独立棟持柱建物の桁行と梁行

測る建物が複数存在する点である。具体例としては、梁行 4.5m を示す線上にほぼ並ぶ、尺度 遺跡、秋津遺跡、黒田遺跡、大平遺跡、小黒遺跡などがある。しかし、美園遺跡や平城宮下層 の例は明らかに規模が小さく、すべての事例がこの範囲内に含まれるものではない。また、弥 生時代後期及び古墳時代を弥生時代中期以前と比較した場合、突出した規模の建物が存在しな くなることが重要な変化として指摘できる。

### (2) 柱間構造

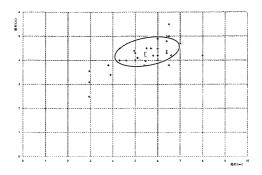
弥生時代中期以前では、梁行1間の事例が最も多く、2間、3間のものも10例程度ある。梁行3間の例は、弥生時代中期以前に確認される事例のみであり、この点については考察で詳細に検討する。桁行に関しては、1間の事例が立野遺跡SB015、桜ノ岡遺跡SA2001の2例に確認できる。桁行1間のものは全事例中においてこの2例のみである。最多の桁行の建物もこの時期に認められ、常代遺跡SZ119上ピット列がそれに該当する。事例数が最多となるのは桁行4間の建物であり、3間と2間の例も10例前後存在する。桁行5間以上の例もみられるが多くはない。構造として最も多く検出されているのは4×1間の建物である。

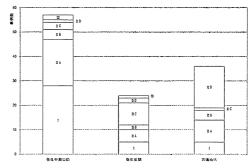
弥生時代後期では、検出例の大半が梁行1間の建物である。梁行2間以上は平原遺跡の3×2間、下鈎遺跡の4×2間のみである。伊勢遺跡においては5×1間の建物が5例確認されている。

古墳時代の例は、桁行2間と3間に集中するが、秋津遺跡SB0028、SB0029、村竹コノ遺跡SB647、SB648のように桁行を多く数えるものもある。梁行は1間と2間の事例がともに存在するが、2間の建物の中には秋津遺跡SB0030a、松野遺跡SB05、長原遺跡建物1、万町北遺跡SB129にみられるような総柱の柱間構造を採用する例が多く認められる。弥生・古墳時代をとおして、桁行には多様性が窺えるが、梁行においては1間の事例が大多数である。

### (3) 梁行·桁行比(第1表)

第1表に示した梁行·桁行比の数値は、梁行長に対する桁行長の比率である。表から、梁行·





第8図 古墳時代の独立棟持柱建物の桁行と梁行

第9図 各時期における分類別検出事例数

桁行比が各時期において明確な傾向を示すということはいえない。しかし、弥生時代中期以前には、王子遺跡、上野原遺跡、平林遺跡、立野遺跡、桜ノ岡遺跡など、値が1.3以下になる事例を除くと、大多数が2以上の値となることがわかる。この1.3以下の値を示す事例は九州のものがほとんどであり、九州地域の建物の特徴である可能性が指摘できる。また、古墳時代の事例では、汐入遺跡 SB02 を除くすべての事例において、1.5 以下の値となることがいえる。

最後に、規模と柱間構造、規模と梁行・桁行比のそれぞれの相関を述べたい。まず、規模と 柱間構造の相関をみると、桁行には桁行長を長く伸ばす例が多く存在し、桁行の伸長に応じて 桁行数が増える傾向がある。しかし、桁行長の短い例が必ずしも桁行数を少なくする傾向にあ るとはいえない。一方、梁行では幅を大きく広げる例は存在せず、したがって梁行数も増えず、 1間ないし2間の建物が多い。規模と、梁行・桁行比に関しては、梁行を広げる例が存在しな いために、面積が大きい事例では梁行・桁行比の値が大きくなる傾向がある。

### 3. 集落における存在形態(第9図)

各事例を、集落内の位置関係、囲繞施設の有無および型式から分類すると、時期ごとに異なる様相がみられる。弥生時代中期以前の 57 例中では、 I 類が 28 例と最も多く、 I 類が 27 例、 I 類が 2 例である。 I 類の内訳は、 I A 類が 19 例、 I B 類が 4 例、 I C 類が 3 例、 I D 類が筋違遺跡の 1 例である。弥生時代後期は、 I 類が最も多く 18 例であり、次に I 類の 5 例、そして I 類の 1 例である。 I 類の中でも I C 類が 9 例と多いが、それらはいずれも伊勢遺跡での確認例である。 古墳時代では、 I 類が 31 例を数え最多数である。 また、 I 類は 5 例が認められ I 類は確認していない。 さらに、 I D 類が 17 例と顕著であることは弥生時代にみられなかった傾向である。 17 例中には秋津遺跡の検出例が多いが、遺跡数では 7 遺跡で確認されており、弥生時代中期以前及び後期においてそれぞれ単一遺跡からのみ検出される状況とは大きく異なるといえる。

3 時期を通覧すると、Ⅰ類とⅢ類が減少し、Ⅱ類が増加する傾向が窺える。Ⅰ類は、弥生時代中期以前から後期にかけて大きく減少し、後期は数例が確認されるのみとなる。古墳時代に

おいても事例数に占める割合は減少するものの、少数の事例が存在する。しかし、Ⅲ類は弥生時代中期以前から後期にかけて数を減らしたのち、古墳時代には検出されなくなる。Ⅲ類の検出例が極端に少ないことから安易に判断できないが、現状では以上のように整理が可能である。

すべての時期を通じて増加する II 類に関しては、細別した類型ごとに増加の程度が異なる。まず II A 類は、弥生時代中期以前から後期にかけて数を減らし、検出数全体に占める割合も減少する。 古墳時代には、弥生時代後期と同程度の割合で存在することが指摘できる。 II B 類は、弥生時代中期以前から後期にかけて、微量であるが全体数に占める割合が減少する。 そして古墳時代では数を増やし、弥生時代中期以前よりも大きな割合を占めるようになる。しかしながら、各時期に占める割合の変動は小さい。 II C 類は、弥生時代後期に伊勢遺跡の事例が加わることで大きく増加する。 一遺跡が全体の傾向を左右している現状であるため、この類型の推移については今後の事例の増加を待って判断したい。 最後に II D 類であるが、この類型は弥生時代と古墳時代における検出数の差異が明確である。 弥生時代には II 類を除いた他の類型に比べて検出例が少ないが、古墳時代になると大きく増加することがわかる。

Ⅱ類の細別類型ごとの推移には増減の程度に差異が認められるが、3 時期をとおして Ⅱ類が増加することは疑う余地がない。このことは独立棟持柱建物が、弥生時代から古墳時代へと移り変わる過程で、竪穴住居などの居住のための施設とは明確に区別されて築かれるようになったことを示すものであろう。

### Ⅲ. 考察

前章の分析結果をふまえ、本章では総合的な考察を進めたい。まずは、地域、規模・構造および集落におけるあり方について、先行研究と対比しながら本研究の成果を示す。それらをふまえたうえで、独立棟持柱建物の性質、同建物を介して理解できる社会構造の考察を試みる。

### 1. 九州の事例がもつ特徴

各地域の独立棟持柱建物の推移については、前章で述べたとおりであるが、ここでは、規模・構造や集落におけるあり方が特徴的な九州の事例について総合的な解釈を加えたい。九州における事例は、王子遺跡の4例、前畑遺跡の2例、上野原遺跡の3例、下大五郎遺跡の例、立野遺跡の3例、平林遺跡の3例、そして平原遺跡の1例が確認される。これらの事例の第一の特徴は、平原遺跡を除くすべての事例の時期が、弥生時代、なかでも九州の弥生時代中期後葉から後期の初頭に含まれるということが挙げられる。

第二の特徴としては、梁間が3間となる事例が多いことが挙げられる<sup>7</sup>。九州の事例 17 例中 10 例が梁間 3 間であり、その他の例でも、梁間 2 間の建物が6 例あり、複数の梁間をもつ建物の検出数が大半である。独立棟持柱建物の検出例全体で最も多い梁間構造である梁間1間の建物は、立野遺跡 SB015 の1 例のみである。さらに構造・規模の分析からは、前章のとおり、梁行に対する桁行の比が九州の事例ではほぼ1.3 以下になるということも特徴的である。

第三の特徴は、平林遺跡と平原遺跡の事例を除いたすべてが、 I 類に属することが挙げられ

る。なお、 I 類に属さない平原遺跡の事例は墓坑上に築かれたものであるため、明らかに I 類に属する事例とは様相を異にしている。一方、平林遺跡は掘立柱建物のみで構成される集落であった可能性が指摘されており(武谷・岡 1999)、遺跡内に居住施設として利用された掘立柱建物が存在したと考えられる。したがって平林遺跡の事例は、分類上は II A 類であるが、 I 類の竪穴住居と混在する状況を、居住施設と混在する状況と解釈した際には I 類とみなすことも可能であり、建物の存在形態は I 類に近しいといえる。

また、各事例の検出状況には共通の要素がみられる。下大五郎遺跡と平原遺跡を除いた事例では、1 遺跡から複数棟の独立棟持柱建物が検出され、それぞれの建物が同時に存在した可能性を有するという点において共通する。これは九州の事例の第四の特徴として挙げることができるだろう。

以上のように、九州の事例には他の地域にはみられない複数の特徴が認められる。

### 2. 規模の傾向と構造の復原

前章では、各時期における建物の特徴を規模・構造の分析により示した(第6~8図)。その結果をふまえ、弥生時代中期以前と古墳時代の事例に認められた特徴を比較してみたい。

弥生時代中期以前では、A・B 群の範囲内に大多数の事例が含まれ、A・B 群の2 グループ以外には、突出した規模をもつ事例が数例存在することを指摘した。しかし、弥生時代中期以前の検出例全体では、A 群と B 群の間に位置する事例など、A・B 群および突出した規模をもつ事例のいずれにも当てはまらない事例がいくつか存在する。一方、古墳時代の事例には例外も認められるが、多くの事例が E 群の範囲内に含まれることを指摘した。ここで示される E 群の範囲と、弥生時代中期以前の事例が分布する範囲の差異は何を意味するのであろうか。この差異を解釈するためには、E 群の範囲が示す内容を考察する必要がある。

古墳時代にみられる E 群の範囲は、梁行がある程度固定された数値の間に分布するということを示している。これは、桁行を伸長させたとしても、梁行を伸ばすことはしなかったということを意味する。このことから、古墳時代の独立棟持柱建物は梁行に関する共通の基準により築かれたと考えられるだろう。逆に、弥生時代中期以前の事例は、桁行の長い事例において梁行も長くなる傾向を示している。しかし、前章で述べたように、建物の規模を拡大する際には梁行よりも桁行を積極的に伸長する傾向が存在するため、桁行と梁行が同じ程度には伸長しないことに留意しなくてはならない。それでも、桁行に比べると変動の幅は小さいが、梁行が伸長することは確かである。このことは、桁行を長くする場合は梁行も長くするという、独立棟持柱建物の設計思考に基づいて規模が設定されていたことを示すものであろう。

最後に弥生時代後期の事例についてふれると、この時期の事例は $C \cdot D$  群の範囲に分かれるが長短様々な桁行を有しながら梁行  $4 \sim 5$ m の建物が確認できることに注目したい。これは、弥生時代中期以前にみられた 2 群から、古墳時代における梁行の固定化に至る、その中間期として理解することが可能である。

以上、弥生時代中期以前には存在しなかった規模の規制と考えられる概念が古墳時代に存在 した可能性を指摘した。では弥生時代の建物の規模はどのように決定されたのだろうか。

弥生時代の掘立柱建物の規模に関しては岸本道昭が論及している。岸本は兵庫県の掘立柱建物の規模を分析し、集落を構成する掘立柱建物の規模を小型・中型・大型の3種類に分類することで集落構成の把握を試みた。その結果、集落内において小型のみが存在する小集落、小型と中型の存在する、小集落同士の結合の中核となる共同体、そしてそれらの集落を東ねる集落として、小・中・大の3類すべてがみられる地域首長の拠点集落の存在を想定した。独立棟持柱建物は、3種類の建物すべてにおいて確認されるが、集落の規模にかかわらず、集落内の中心的建物と考えられるとしている。つまり、独立棟持柱建物の規模の差異は集落の規模の差異、さらには集落が置かれた階層的位置の差異に基づくものであると述べている(岸本1998)。

しかし、弥生時代の独立棟持柱建物の規模が様々であることが、集落の階層的位置の差異を表すならば、古墳時代初頭および前期のこの種の建物の梁行が統一され、突出した規模をもつ建物がみられなくなることは、この種の建物を含む集落の社会的階層に差異が無くなったことを示すのだろうか。このことについては本章の最終節であらためて論じることにする。

ところで、弥生時代中期以前の事例は、桁行を長くする場合は梁行も長くすることを述べてきたが、前章で論じたように、独立棟持柱建物の梁行を積極的に伸ばすことは行われなかった。この種の建物は規模を拡大する際には桁行を伸長させることで面積を拡大したのである。これは建物の上部構造を理解するうえで重要な点である。

建物を高床式建物と認めるには、総柱構造であれば蓋然性は高くなるのであるが、そうでないならば側柱間に大引を掛けたことを考えなくてはならない。その場合、側柱間が広がるほど大引の長さが必要となる。さらに、大引が長くなるほど大引の中央にかかる重量は大きくなり、側柱のみで支えるには耐久性が低くなる可能性がある。したがって、大規模な高床式建物を構築する際には、資材の入手し易さや、建物の重量を支える耐久性の点から、梁行は積極的に伸長されなかったと考えられる。すなわち、規模の拡大に応じて梁行の伸長がみられない独立棟持柱建物を、高床式建物と推測することは妥当といえるだろう。

しかし、九州の検出例には独立棟持柱をもつにもかかわらず、地表面に炉跡を有する平地式建物であった可能性を示すものが存在する。こうした例を解釈するためには、九州の事例の桁行の比が、概ね1.3以下の値であったことが重大な意味をもつ。前章で指摘したように、他の地域の事例では傾向の把握は困難であったものの、九州の例では如実であった。同時期の事例の多くが梁行・桁行比を2以上の値を示す中にあって、九州の事例は極端に桁行の割合を小さくする傾向がある。梁に対して桁を長くすることが高床式建物としての妥当性を高めるならば、逆説的に九州の事例は平地式建物として解釈しうる根拠をもつといえるのではないか。このことからも、九州の事例を他の例と同じく解釈することは不適切であるといえよう。

以上のように、独立棟持柱建物は、弥生時代中期以前の多様な規模から、弥生時代後期の移行段階を経て、古墳時代初頭および前期には一定の基準のもとに構築されたことが考えられる。

そして、規模の傾向から、九州の事例以外は高床式建物である可能性が高いと判断される。

### 3. 集落における存在形態の変化と建物の利用主体の変化

先述のように、建物の存在形態に関しては、弥生時代から古墳時代にかけて I 類と II 類が り II 類が増加するとの見通しが得られた。そこで、 I 類が減少し、 II 類が増加することが、 どのような独立棟持柱建物の性質の移り変わりを示すのかについて考察する。

竪穴住居と混在する I 類の状況は、建物の周囲に居住する人びとが、建物と最も近い距離に存在する。そうした状況下では、建物の利用、管理などは周囲に居住する人びとによって行われたことが推察される。しかし、 II 類の建物については、細別分類ごとに異なる状況が考えられるが、いずれも I 類の建物とは大きく様相を異にしている。

まず  $\Pi$  A 類は、建物が居住施設と区別された配置であったことが考えられる。この場合、建物の利用は少人数よるものではなく、集落構成員全員による利用が想定される。構成員全員から同様に離れた共有の施設として、共通の認識のもとに存在したものと考えられる。そして、建物はこのとき、集落の規模に応じて大きさを変えるのであろう。大集落と推定される池上曽根遺跡、唐古・鎌遺跡、莬上遺跡などの大型建物はそのことを端的に示すものである。

次に、 $\Pi B \cdot \Pi C \cdot \Pi D$ 類では、建物を取り囲む区画が現れる。このことは、独立棟持柱建物の利用主体が再び限られた人びとになったことを示すのであろう。しかし、ここでいう限られた人びととは、単に建物の所有者というわけではない。なぜなら、集落内の全員から視認される区画を伴うこの種の建物は、この施設に対する、「特定の人びと以外が立ち入ることを許さない限定された場」という、集落の構成員に共通した意識の存在を表すと考えられるためである。特定の人びとがどのような意味で特定であるのか、区画施設の変遷から推測したい。

Ⅱ類は時期の推移とともに数を増やすが、囲繞施設の有無に着限するならば、区画施設をもたないII A 類は減少し、区画施設を伴うII B・II C・II D 類は全体として大きく増加した。囲繞施設を伴う事例の増加は、建物に近づくことが可能な人びとを限定する現象が、複数の集落において普遍的になったことを示すのではないか。さらに、II B・II C 類において、濠と柵のどちらが区画施設としての規制の厳格さを示すか定かではないが、II D 類の濠・柵を伴う事例は、施設内に立ち入る人びとをより厳重に制限した区画が施されたと考えることの蓋然性は高い。では、厳重な制限を示す区画を要した施設とは何であろうか。この問題については、古墳時代初頭の事例である尺度遺跡、大平遺跡からの推察が可能である。

これらの遺跡から検出された独立棟持柱建物は、居館とされる首長の権力のおよぶ施設に存在すると捉えられている(鈴木 2006 など)。居館の内容に関しては未だ議論は絶えないが、ここで重要であるのは、首長の権力が及ぶ施設と理解されていることである<sup>8)</sup>。したがって、囲 繞施設を伴う独立棟持柱建物を利用し、管理する特定の人びととは、首長層に属する人びとと解釈してほぼ間違いないだろう。建物が厳重な区画を有するほど、その仮説が正しいことを示すといえる。さらには、前節で指摘した建物の梁行に一定の基準が設けられる原因についても、

管理の施行者が首長層になったと考えれば理解しやすい。古墳時代初頭における独立棟持柱建物に関する統一された基準が、各地の首長に共有されたとは考えられないだろうか。

以上より、存在形態の差異にみられる独立棟持柱建物の性質を判断したい。初めは、この種の建物は住居に隣接して、また規模の大きな集落では中心的な建物として、住居から独立して配置され集落の構成員全体に利用される建物であったと考えられる。しかし、次第に建物は区画施設により独立性を強め、首長層の管理下に置かれたことが考えられる。。

### 4. 独立棟持柱建物の機能

ここまで、1) 弥生時代の九州の地域性、2) 規模における弥生時代の多様性と古墳時代の梁 行の統一性、3) 高床式建物としての妥当性、4) 集落構成員から首長層への管理主体の変化の 4 点を指摘した。ここからは、以上の4点を総合し、独立棟持柱建物の解釈を試みる。

この種の建物は神殿や祭殿としての機能をもつことを推定する研究者が多いが、この仮定の根幹には、弥生時代の建物に関する春成秀爾や金関恕の理解が存在する。それは、土器絵画に描かれる建物を穀倉と解釈する立場に立ち、弥生時代の建物と農耕儀礼の関係性を強く主張するものである(金関 1985、春成 1991)。とくに金関が、農耕神や祖霊を対象とした農耕儀礼祭祀を想定したことは、独立棟持柱建物を神殿とみなす広瀬の研究に色濃く受け継がれたといえる(広瀬 1998)。本稿では、この種の建物の高床式建物としての妥当性を示したことで、穀倉と理解することの妥当性を強調したといえる。しかし同時に、九州の事例においては高床式建物としての妥当性が低いことを示し、この種の建物すべてを農耕儀礼のための穀倉と理解することは否定したといえる。またここで、池上曽根遺跡の大型建物を調査区内の遺構・遺物の精緻な分析から神殿といえるような要素には乏しいと解釈した秋山浩三の論に触れたい。

秋山は、大型建物周辺の祭祀的とされた諸遺構・空間のほとんどを、出土する遺物の内容などから、実利的機能をもつ施設として解釈することで、従来の祭祀的な遺構との組み合わせに基づき大型建物を神殿と認める論を否定した(秋山 2007)。規模は小さいが、茶畑山道遺跡のこの種の建物も、周辺の遺構・遺物の分析から祭祀の可能性は否定されないものの「集落の生活財を管理した高床倉庫」と推定されている(辻 1999)。このことから、弥生時代のこの種の建物を単純に神殿や祭殿と解釈することは不適切であるといえる。個々の事例には個々の集落に応じた利用が推定され、普遍的なカミ観念に即した理解は不可能である。

それでは、独立棟持柱建物にはどのような機能が想定されるのだろうか。推測の域は出ないが試案を提示する。着限されるべきは、建物が高床式建物であった場合に本来の機能として考えられる、穀倉、すなわちクラとしての機能である。弥生時代から古墳時代にかけてこの種の建物が首長の管理下に置かれるようになることは先に示したとおりであるが、首長がクラにおさめて自らの管理下に置くものとして第一に想定されるものは、財であり、弥生・古墳時代社会においての財の中心は穀物といえるだろう。財の種類の特定は困難だが、おさめられたものが財であるならば当然それらを管理するために区画施設を伴うことも理解できる。また、先行

研究で指摘されているように、穀倉と農耕儀礼は不即不離であるとするならば、穀物をおさめるための施設である独立棟持柱建物は祭儀的要素を多分に含むものと解釈できる。建物に付帯する祭祀や、弥生・古墳時代の蓄財に関する研究への筆者の理解は浅く、論の脆弱性は否めないが、以上の根拠から、この種の建物はより実用性を重視した思考により構築されていた可能性を推察する 100。

### 5. 独立棟持柱建物と弥生・古墳時代社会

独立棟持柱建物の性質に関して論じてきたが、最後にこの種の建物の性質から窺える弥生・ 古墳時代の社会について論じてみたい。弥生時代のこの種の建物は、個々の集落の個性が反映 される建物であったといえるかもしれない。そのことは規模の多様性が示している。本稿で度々 ふれたように、池上曽根遺跡のように拠点集落の中心となる突出した規模の例から、桜ノ岡の 例のような竪穴住居と混在する小型のものまで、確認された事例には様々な特徴が窺える。

弥生時代の例にはそれぞれ異なる要素が存在するが、集落構成員にとってこの種の建物が、他の掘立柱建物あるいは竪穴住居と明白に区別されて存在していたことは確かであろう。池上曽根遺跡の事例などの周辺にみられる非日常的といえるような遺構・遺物群に関しては先にみたとおりであるが、桜ノ岡遺跡や玉津田中遺跡など小規模な事例が検出された遺跡においても、集落内の他の掘立柱建物にはみられない廃屋祭祀の痕跡や祭祀遺物や装飾品などが残存することから、機能面における他の建物との差異は歴然としていることが窺える。弥生時代のこの種の建物は、特別な建物であるという明確な意識が集落構成員によって共有されていた。という点においては共通しているといえるのではないだろうか。

弥生時代の独立棟持柱建物の特殊性は各集落で大きく異なり、事例に即した検討を行うことで初めてその実相の解明が可能となるため、すべてのこの種の建物に全く同じ機能を想定することは不適切である。しかし、集落構成員全員がこの種の建物を特別な建物と理解し、なおかつ明確な区画のないその場所には誰でも近づくことが可能であったと考える本稿の見方からすると、現段階では、この種の建物を集落構成員の共同利用施設とする解釈に止めることが最も妥当であると判断する。

共同利用の用途に関しては本稿で十分に検討してはいないが、前節で指摘したように、穀物を蓄えるクラとしての本来の機能を基盤とした建物であったと仮定するならば、その集落の収穫物や種籾の貯蓄が行われ、農耕に関係する儀礼が行われていたことは想像に難くない。そこでの諸活動は、首長により執り行われたとしても、建物周辺は厳格な制限の存在しない場であるため、構成員全員に共有の、集落全体の活動として意味合いが強いものであっただろう。その段階における一般構成員と首長の階層差は、さほど決定的なものではなかったと、そうした建物の存在状況から推察が可能である。この種の建物を共同利用施設とする解釈は、既に紹介した秋山浩三の論考にも窺え、秋山は池上曽根遺跡の大型建物を含めた中央の施設群が、非日常的な金属加工などの共同作業場所であった可能性を提示している(秋山 2007)。

弥生時代の独立棟持柱建物からは集落ごとの差異が窺えるとともに、建物に関わる活動の主体があくまで集落の構成員全員であったことが指摘できる。つづく古墳時代にも、この種の建物が他の建物と明確に区別されて存在した状況が変わらないことから、特別な建物であるという人びとの認識は不変のものとして理解できる。しかし、古墳時代になるとこの種の建物における活動には、弥生時代に存在しなかった首長権力の介在が明瞭に窺える。

ここまで考察したように、古墳時代の首長の管理下に置かれた独立棟持柱建物の存在を認め るならば、どのような社会が復元できるだろうか。機能面の解釈では、祭祀施設としての役割 を否定しえないながらも、本来的には蓄財を目的とした実用的側面を備えた施設である可能性 を指摘した。この点は議論されてこなかったが、現段階では実証性に乏しいといわざるをえな い。しかしながら、機能の問題の決着を待たずとも、区画内に存在する段階の管理の主体が首 長層ならば、区画内の活動の行為者は同じく首長層であったと考えたい。弥生時代から特別視 されてきた建物を伴う。明確な制限が設けられた区域内における。集落構成員たちから首長と 承認された人物による活動は、一層の権威を首長層に付帯させる効果があったのではないかと 推察できる。集落構成員に共通であったこの種の建物における農耕儀礼は、多重の制限を伴う この段階に至って、共通性を失うとともに聖性を備えた首長の祭祀へと変質したと考えられる。 独立棟持柱建物の農耕祭祀から、首長の祭祀への変遷を考えるうえで重要な視点は、祭祀に おける水の存在である。古墳時代の首長層の祭祀には水を伴うものが非常に多い。代表例とし ては、導水施設を伴う大阪府の神並・西ノ辻遺跡、滋賀県の服部遺跡、奈良県の南郷大東遺跡 などが挙げられる(青柳 2003 など)。しかし、本稿でみてきた建物には導水施設を伴う例は確 認されていない。そのことは、独立棟持柱建物を介した首長層の祭祀が、その後の古墳時代の 首長による祭儀に継承されたと理解するには、きわめて致命的な関連性の欠如といえるだろう。 この関連性を議論するための効果的な資料として埴輪が挙げられる。埴輪の中には導水施設 を家形埴輪の内部や下部にもつ資料や、さらにその外周を囲形埴輪が囲む資料などが複数存在 する。著名な例として兵庫県行者塚古墳出土の例、三重県宝塚1号墳出土の例、大阪府心合寺 山古墳出土の例などが知られている(八尾市教育委員会・生涯学習部文化財課 2005 など)。囲 形埴輪の中に据えられた家形埴輪の様子と、秋津遺跡の方形区画施設を伴う独立棟持柱建物の

一方で、水の祭祀と独立棟持柱建物の関係性を見出そうとする研究とは別に、『日本書紀』のタカドノ関係の記載から、古墳時代の首長が実修した王権祭儀の内容を明らかにしようとする辰巳和弘の研究も興味深い(辰巳 1990)<sup>111</sup>。タカドノがいずれの建物遺構と合致するのか十分な検討が必要となるが、古墳時代の区画された独立棟持柱建物においておこなわれたであろう首長層の行為の内容を推測する際の参考となりうるだろう。

検出状況を重ね合わせて、両者の関連性を指摘する見方も存在するが(米川 2010)、家形埴輪に独立棟持柱の表現が見出せないことや、独立棟持柱建物の遺構に明らかに導水施設とみられ

る遺構が伴わないことなど、両者の間には検討が不十分な問題も数多く残る。

最後に、古墳時代初頭および前期に表出した建物の規模の規則性は、弥生時代に顕著であっ

た集落間の階層差が希薄になったことに起因するのか考えてみたい。古墳時代初頭および前期の独立棟持柱建物が多くの集落で同規模の梁行を採用することは先に述べたとおりであり、そのことから、首長層間においてある程度の基準の共有があったことが想定できる。このように古墳時代初頭および前期の首長層が一定の基準を共有していたと解釈するならば、規則性の表出は階層差の解消によって説明されるべきではない。現時点では推論に過ぎないが、首長間の綿密な情報網の存在や普遍的な規格の採用などの可能性が考えられるのではないだろうか。

### N. 結論

独立棟持柱建物は、桁行が梁行に対して長くなることなどの構造の特徴から、九州の事例を 除いて高床建物であった可能性を指摘した。そして、高床建物としての妥当性を示したことで、 この種の建物の機能には本来的なクラとしての役割を想定できるとした。クラにおさめられた ものの実態に迫ることは困難だが、弥生・古墳時代社会において第一に挙げられるものは穀物 と考えられるため、農耕儀礼の場としての機能も同時に備えていたことを、先行研究成果を参 照しながら推定した。また、すべての事例が、遺跡内における他の掘立柱建物との間に明確な 差異を伴って存在したことを指摘した。弥生時代の事例では、建物付近の遺構の状況や集落内 の他の建物と比較した際の突出した規模などにおいて差異が認められたのに対して、古墳時代 の事例では、多くの事例が区画施設を伴う点において明確な差異を認めた。建物に付帯したこ の差異というのも,祭祀行為の場としての役割をこの建物が担っていたためであると類推した。 ここで、弥生時代における独立棟持柱建物の特殊性を強く主張し、神殿や祭殿としての機能 を想定する論考について、筆者の結論と比較したうえで、その妥当性を判断したい。前述した ように、弥生時代のこの種の建物はクラとしての実用的側面に加えて、農耕儀礼という非日常 的な要素が付随していたと筆者は考える。したがって、祭祀の場としての機能をこの種の建物 が有していた点では、神殿や祭殿とみなす論考を支持できる。しかしながら、弥生時代のこの 種の建物には蓄財のためのクラとしての機能をはじめとして、様々な機能が付随した可能性が ある。それゆえ、単なる神殿、祭殿のみの機能は想定できず、個々の事例に応じた解釈を用意 し、多様な機能を複数備えた施設と考えることが望ましいと考える。

本稿では、弥生・古墳時代をつうじた分析により、両時代間の独立棟持柱建物には重大な性質の差異が存在することを明らかにした。弥生時代には、集落間においてこの建物の特徴に多様性がみられた。この多様性は、農耕儀礼の場としての機能を備えた本来的なクラという用途のみならず、他の様々な用途により生じたものであると考えられた。他の用途としては、共同作業の施設や祖霊を祭る施設として利用されたことが調査報告例などから想定される。

一方で古墳時代は、区画施設の出現により、厳格な制限下に管理される建物と認識される点において弥生時代と大きく状況を異にする。建物が区画される事例や、居館とされる施設内に取り込まれる事例の増加は、独立棟持柱建物が首長の管理下に置かれたと解釈することを可能とし、建物に付随した祭祀行為には、首長の執り行う祭祀としての性格が強化された可能性を

指摘した。このことは、この種の建物に付随する祭祀に、首長による祭儀の原型としての位置づけを与えることの蓋然性を示唆した。また、区画施設の顕出は、弥生時代の集落内に存在したやや緩慢な階層差と、古墳時代の集落内に存在した明瞭な階層差との差異を示した。さらに、古墳時代初頭および前期の事例では集落間に共通する一定の規格がみられたことから、古墳時代には、共通の理念に基づく独立棟持柱建物の運用が行われたことが考えられるだろう。

このように、独立棟持柱建物の性質の変化から、弥生・古墳時代の集団内における首長層の権力の増幅過程を推察することができる。集落構成員による活動を主体として集落が営まれた弥生時代の社会から、明確な首長権力を背景とし、独立棟持柱建物に関して一律の規範を備えた集落が営まれた古墳時代の社会へと移り変わる過程を、独立棟持柱建物遺構の基礎情報の再検討により示したといえよう。

### V. 課題と展望

本稿で詳細に検討できなかった課題の一つは、時期区分の問題である。本稿では古墳時代の独立棟持柱建物の梁行に一定の規格がみられると指摘したが、梁行にみられる一定の規格は弥生時代後期の事例の一部にも認められ、規格がみられる古墳時代の事例と梁行の値がほぼ同じであった。つまり、この種の建物を介して理解できる社会構造に変化が生じた時期とは、弥生時代後期の事例とした建物が成立する時期と考えることも可能であるかもしれない。もし弥生時代後期の時期認定について詳細に検討したならば、弥生時代から古墳時代への過渡期として捉えられる時期の独立棟持柱建物、あるいは社会についてより深い考察が進められるであろう。

第二には、独立棟持柱建物の起原と衰退についての問題が存在する。本稿では、弥生・古墳時代の事例を扱い建物の性質を考察したが、度々論じてきたこの種の建物を解釈するためには、その起源と衰退を追求しなければならない。

この問題に関しては、古墳時代中期以降に事例数が減少するこの種の建物と、古墳時代の首長層の祭祀との関連について試案を述べたが、検討はなお不十分である。さらに、研究開始期の伊勢神宮社殿の唯一神明造にこの種の建物の系譜を認める宮本長二郎の議論(宮本 1991)を肯定するならば、神社建築へと継承される側面も無視できず、伊勢神宮社殿が成立に至るまでの独立棟持柱建物の事例についても検討の必要がある。また、その起源については新潟県に縄文時代後期前葉から晩期にかけての例が存在するとされる(広瀬 1998)。弥生時代の事例との関連性は明らかではなく、その系譜関係については、今後検討すべき課題である。

今後の研究へ課題は多く残るが、本稿では、建物遺構の基礎的な分析から抽出される情報量の豊富さを再確認することができた。独立棟持柱建物に関する研究では、代表的な事例を中心に議論が繰り返されることで、特異な個別事例の解釈が、普遍的な定説となりつつあった。しかし、普遍的な解釈は、数多くある事例の分析を入念に重ねることで初めて成し遂げられるのである。ましてや生活の痕跡が多く残らない掘立柱建物を対象にするのであれば、本稿で試みたような分析が今後も重要となるだろう。

#### 謝辞

本稿は2013年度に筑波大学に提出した卒業論文を加筆・修正したものである。執筆にあたり、東京大学大学院人文社会系研究科考古学研究室の設樂博己先生、主査であった滝沢誠先生をはじめとする筑波大学人文社会科学研究科先史学・考古学コースの先生方、川西宏幸筑波大学名誉教授、橿原考古学研究所主任研究員の岡田憲一氏には大変多くのご指導を賜った。また、筑波大学先史学・考古学コースの皆様には多大なるご支援ご協力をいただいた。末筆ながら厚く御礼申し上げたい。

### 註

- 1) 対象とした建物は一般的に、「独立棟持柱をもつ掘立柱建物」と呼称される。しかし、繰り返しこの名称を用いると煩雑であり、当研究で扱う事例は掘立柱建物に限定するため、「独立棟持柱建物」の略称を使用する。
- 2) 鳥羽遺跡の建物は独立棟持柱をもつものではないが (宮本 1986), 神社建築との類似性や建物の特殊性に着眼する研究の姿勢は, 第 29 回埋蔵文化財研究集会における指摘に受け継がれたことは間違いないだろう。
- 3) 棟持柱とは、「建物の要側側面から離れて柱を立てて切要屋根先端の棟木を地面から直接支持する」ものとされる(宮本 1991)。
- 4) 大別した三つの時期の一つの時期の範囲に収まらず、弥生時代中期終末~後期初頭などと報告書中に 表記される事例に関しては、報告書の所見やその他の論文を参考にし、最も妥当らしい時期を判断し たうえで大別した時期のいずれかに当て嵌めた。
- 5) 独立棟持柱建物の検出事例は、上の山遺跡の調査報告書((財) 大阪府文化財センター 2007) や設楽博己の事例集成(設楽 2009)、あるいは鈴木敏則の東日本における事例集成(鈴木 2006) を参考としたほか、報告書等の記載を加えて集成をおこなった。
- 6) 設楽博己は独立棟持柱建物の集落におけるあり方を分類する際に、居住域に存在する場合と墓域あるいは墓に存在する場合に大きく二分し、それぞれを細分した。居住域に存在するものは、竪穴住居と混在している場合、他の掘立柱建物とともに、あるいは単独で竪穴住居群から独立している場合、そして、方形区画の中や外側に存在している場合の三つのパターンに分類した。墓域あるいは墓に存在するものは、墓域の一角に建っている場合と墓の上に築かれている場合の二つのパターンに分類した(設楽 2009)。筆者は設楽の分類を一部踏襲したが、区画施設の種類ならびにその変遷に着目するため本稿中に示した分類とした。
- 7) 岸本道昭は鹿児島と宮崎の事例に梁行3間という特徴があることを註でふれている(岸本1998)。
- 8) 方形区画に囲まれた区域を総じて首長の居館と捉えることには批判もあるが(都出 1993), 周辺にひろがる集落内において階級的に上位の人びとによって営まれた区域である(寺沢 1998)と捉えることの妥当性から、階級的に上位の人びとを表す用語として首長を用いた。
- 9) 設楽博己は、弥生時代の独立棟持柱建物の集落におけるあり方の推移から、古墳時代の事例に対して深くは言及しないまでも、独立棟持柱建物が共同体全体の管理から首長層の台頭とともに特定集団への独占的管理へと移っていったことを示している(設楽 2009)。
- 10) 設楽博己は、墓と独立棟持柱建物との関係性から、祖霊の祭りの場である寝あるいは宗廟に類する性格をこの建物に求めることも違和感はないとするが、穀物倉庫としての機能を否定することはできな

- いとしている(設楽 2009)。
- 11) 辰巳はタカドノにおける王権祭儀の内容を①春先に行われる国見、②秋における鹿鳴聴聞、③ウケヒ寝による神託の授受、④夢あわせ(夢占い)、⑤新嘗、⑥首長権(王権)継承と考察している。

#### 参考文献

- 青柳泰介 2003 「導水施設考」『古代学研究』第 160 号 135-142 頁.
- 秋山浩三 2007 『弥生大形農耕集落の研究』青木書店.
- 浅川滋男 1998 『奈良国立文化財研究所シンポジウム報告 先史日本の住居とその周辺』同成社。
- 小笠原好彦 1991 「第4章 集落遺跡からみた古代の大型倉庫群」直木孝次郎・小笠原好彦編『クラと古 代王権』ミネルヴァ書房 65-85 頁.
- 岡田精司 1999 「神社建築の源流―古代日本に神殿建築はあったか(考古学研究会第45回総会講演・研究報告)」『考古学研究』第46号第2冊 36-52頁.
- 小野由香ほか 2006 『田村遺跡群Ⅱ』高知空港再拡張整備に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第9分冊 高 知県埋蔵文化財センター発掘調査報告書第85集 (財)高知県文化財団・埋蔵文化財センター.
- 鹿児島県教育委員会 1990 『前畑遺跡 (第6分冊)』鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書 (52) 一般国道 220 号鹿屋バイパス建設に伴う発掘調査報告書 (Ⅲ) 鹿児島県教育委員会.
- 金関 恕 1985 「弥生土器絵画における家屋の表現」『国立歴史民俗博物館研究報告』第7集 国立歴史 民俗博物館 63-77 頁.
- 川端 弘 1998 『伊勢遺跡第 28 次発掘調査概要報告書』守山市文化財調査報告書第 68 冊 守山市教育委員会
- 川端 弘 2003 『伊勢遺跡確認調査報告書』守山市文化財調査報告書 守山市教育委員会。
- 近藤 広 1995 「集落内祭祀と集落の企画性―近江の独立棟持柱付建物をもつ集落の検討―」 「滋賀考古」 第 14 号 45-61 頁.
- (財) 大阪文化財センター 1985 『美園』近畿自動車道天理〜吹田線建設に伴う埋蔵文化財発掘調査概要報告書 (財) 大阪文化財センター.
- (財) 大阪府文化財センター 2004 『史跡池上曽根 99 一平成 11 年度史跡池上曽根遺跡整備事業遺跡調査完了報告― 《第1分冊―本文編・付編》』和泉市教育委員会.
- (財) 大阪府文化財センター 2007 『上の山遺跡 II 一般国道 | 号バイパス (大阪北道路)・第二京阪道路 建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』(財) 大阪府文化財センター調査報告書第155集 (財) 大阪府文化財センター
- (財) 徳島県埋蔵文化財センター 1993 『四国縦貫自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 3』徳島県埋蔵文化財センター調査報告書第3集 徳島県教育委員会・(財) 徳島県埋蔵文化財センター・日本道路公団.
- (財) 栗東町文化体育振興事業団 2001 『埋蔵文化財シンポジウム 邪馬台国時代の大型建物―下鈎遺跡. 伊勢遺跡の謎に迫る―記録集』(財) 栗東町文化体育振興事業団.
- 佐賀市教育委員会 1989 『立野遺跡 村徳永遺跡 (C地区)』佐賀市文化財調査報告書第24集 佐賀市教育委員会.
- 佐原 翼 1996 「弥生時代に神殿はなかった」 『池上曽根遺跡シンポジウム2 弥生の環濠都市と神殿一

- 徹底討論 池上曽根遺跡―池上曽根遺跡史跡指定 20 周年記念シンポジウム資料集』池上曽根遺跡 史跡指定 20 周年記念事業実行委員会 8-9 頁.
- 三宮昌弘 ·河端 智 1999 『尺度遺跡 I』南阪奈道路建設に伴う調査 (財)大阪府文化財調査研究センター 調査報告書第 44 集 (財) 大阪府文化財調査研究センター.
- 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課・(財) 滋賀県文化財保護協会 1993 『針江川北(Ⅱ)遺跡・吉武 城遺跡(本文編)』一般国道 161 号線(高島バイパス)建設に伴う新旭町遺跡発掘調査報告書 V 滋賀県教育委員会事務局文化財保護課・(財) 滋賀県文化財保護協会.
- 静岡県考古学会 2002 『静岡県における弥生時代集落の変遷』2001 年度静岡県考古学会シンポジウム資料集 静岡県考古学会.
- 設楽博己 2009 「独立棟持柱建物と祖霊祭祀」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 149 集 国立歴史民俗 博物館 55-90 頁.
- 鈴木敏則 2006 「東海・関東における大型建物・方形区画の出現と展開」広瀬和雄・伊庭功編『日本考古 学協会 2003 年度滋賀県大会シンポジウム 1 弥生の大型建物とその展開』サンライズ出版株 式会社 73-95 頁.
- 大成エンジニアリング(料理蔵文化財調査部門 2012 『横田1号遺跡発掘調査報告書』創建ホーム株式会社.
- 大東 悟 1999 [1-4 大型建物 (伊勢遺跡・下鈎遺跡・下長遺跡)]『滋賀考古』第21号 31-40頁.
- 武谷和彦・岡 毅 1999 『平林遺跡1区』北茂安町文化財調査報告書第8集 北茂安町教育委員会.
- 辰巳和弘 1990 『高殿の古代学』白水社.
- 辻 信広 1999 『茶畑山道遺跡』県営庄内地区ほ場整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 名和町文化 財調査報告書第24集 名和町教育委員会。
- 都出比呂志 1993 「古墳時代の豪族居館」朝尾直弘ほか『岩波講座 日本通史 第2巻』岩波書店 309-330 頁
- 寺沢 薫 1998 「古墳時代の首長居館一階級と権力行使の場としての居館―」『古代学研究』第 141 号 1-21 頁.
- 豊田市郷土資料館 2010 『堂外戸遺跡』豊田市埋蔵文化財発掘調査報告書第44集第2分冊 豊田市教育委員会.
- 永井宏幸ほか 2001 『志賀公園遺跡』愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第90集 (財)愛知県教育サービスセンター・愛知県埋蔵文化財センター.
- 奈良県立橿原考古学研究所 2011 「秋津遺跡第 4 次調査」 『奈良県遺跡調査概報 2010 年度』 奈良県立橿原考古学研究所 225-250 頁.
- 浜松市博物館 1992 『佐鳴湖西岸遺跡群 本文編 I』 佐鳴湖西岸土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘 調査報告 (財) 浜松市文化協会。
- 原田大六 1991 『平原弥生古墳 大日孁貴の墓〈下巻〉』 葦書房有限会社.
- 春成秀爾 1991 「描かれた建物」『弥生時代の掘立柱建物 本編 』 埋蔵文化財研究会第 29 回研究集会実行委員会 55-69 頁.
- 伴野幸一 1999 [1-1 伊勢遺跡] [滋賀考古] 第 21 号 13-17 頁.
- 姫路市埋蔵文化財センター 2009 『東前畑遺跡・高座遺跡』姫路市教育委員会.
- 広瀬和雄 1998 「クラから神殿へ―古代カミ観念に関する一試論―」浅川滋男編『奈良国立文化財研究所 シンポジウム報告 先史日本の住居とその周辺』同成社 326-351 頁.
- 広瀬和雄 2008 「弥生墳丘墓と神殿―前方後円墳祭祀と弥生墳丘墓祭祀―」 『国士舘考古学』第4号 国

士舘大学考古学会 1-19 頁.

- 広瀬和雄・伊庭 功 2006 『日本考古学協会 2003 年度滋賀県大会シンポジウム 1 弥生の大型建物とその展開』サンライズ出版株式会社.
- 宮本長二郎 1986 「別稿 鳥羽遺跡の神殿建築について」『鳥羽遺跡 G・H・1 区 《本文編》 ―関越自動 車道 (新潟線) 地域埋蔵文化財発掘調査報告書第 11 集―』 群馬県教育委員会・(財) 群馬県埋蔵 文化財調査事業団 772-777 頁
- 宮本長二郎 1991 『弥生時代の掘立柱建物―本編―』 埋蔵文化財研究会第29回研究集会実行委員会.
- 宮本長二郎 1996 『日本原始古代の住居建築』中央公論美術出版.
- 守山市教育委員会 1998 【伊勢遺跡第28次発掘調査概要報告書】守山市教育委員会.
- 守山市教育委員会 2001 『下長遺跡発掘調査報告書 IX』守山市文化財調査報告書 守山市教育委員会.
- 八尾市教育委員会・生涯学習部文化財課 2005 『八尾の文化財「国指定史跡 心合寺山古墳」』八尾市教育委員会。
- 米川仁一 2010 「古墳時代前期の豪族居館とその構造に関する一私見」『日本基層文化論叢』雄山閣 232-244 頁.

A Study of Buildings with Freestanding Munamochibashira in Yayoi and Kofun Period

Yamashita, Yusuke

Research on buildings with freestanding *munamochibashira* excavated from Yayoi and Kofun period sites has hitherto been characterised by the repetition of arguments based on familiar, representative examples. The result is that the interpretation of these distinctive examples has become the prevailing interpretation of these kinds of buildings as a whole. However, the marked increase in this type of building uncovered in archaeological excavations in recent years has provided archaeologists with the opportunity to compare precise distinctions between buildings of this kind. Given the present state of the field, it can be argued that existing interpretations that have relied upon representative examples are insufficient and, moreover, there is a need for new interpretations. For this reason, the following paper will address the archaeological evidence for buildings with freestanding *munamochibashira* by focusing on analysis of primary data drawn from a number of examples. With this methodology, this paper aims to form a more probable interpretation of the character of buildings with freestanding *munamochibashira*, whilst attempting to reconstruct the structure of the societies that made use of them.

This paper clarifies the characterisation of buildings with freestanding munamochibashira as aboveground type buildings and, in addition, draws attention to the presence of a clear distinction between buildings of this kind and those that surround them within settlements. These observations are used to indicate the possibility that, in addition to their original, practical function as storehouses (kura), these buildings also fulfilled non-everyday functions associated with agricultural rituals. Furthermore, an interpretation of the societies that used these buildings is attempted through analysis of the changes that took place in these structures during the Yayoi and Kofun period. Firstly, the observation that structures of this type accompanied by boundary features become particularly conspicuous in the Kofun period, in contrast with the earlier Yayoi period, is used to discuss the existence of prominent social differentiation within Kofun period settlements vis-à-vis the relatively relaxed social differentiation apparent in Yayoi period settlements. Secondly, it is noted that the conspicuous inter-settlement variations in buildings with freestanding munamochibashira, present in the archaeological record from Yayoi period settlements, are absent in structure examples found in the following Kofun period. Archaeological evidence for the existence of a prescribed standard for this type of building, shared and recognised amongst Kofun period settlements is used to infer that the structure of Kofun period society was characterised by the buildings that were managed in accordance with principles that were shared on an inter-settlement level.